

定期生命共済事業規約新旧比較対照表（抜粋）

新条文	旧条文
<p>(特約等の付帯と共済契約の種類)</p> <p>第3条 〔中略〕</p> <p>4. 別表第5「共済契約の種類」に定める各共済契約の種類の基本契約口数および特約口数の組合せ（以下「共済契約の型」といいます。）ならびに各共済契約の型の共済掛金額は、定期生命共済事業細則（以下「細則」といいます。）に定めます。</p>	<p>(特約等の付帯と共済契約の種類)</p> <p>第3条 〔中略〕</p> <p>4. 別表第5「共済契約の種類」に定める各共済契約の種類の基本契約口数および特約口数の組み合わせ（以下「共済契約の型」といいます。）ならびに各共済契約の型の共済掛金額は、定期生命共済事業細則（以下「細則」といいます。）に定めます。</p>
<p>(共済期間)</p> <p>第4条 〔中略〕</p> <p>2. 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の共済期間は、それぞれ各号に規定する期間とします。</p> <p>(1) 発効日における被共済者の年齢が満70歳の場合 15年</p> <p>(2) 発効日における被共済者の年齢が満80歳の場合 5年 ただし、がん特約を除きます。</p> <p>〔削除〕</p> <p>3. 前2項にかかわらず、別表第5「共済契約の種類」に定める「65歳以上専用年満期型」の契約を締結する場合の共済期間は、次の各号のいずれかとします。</p> <p>(1) 発効日における被共済者の年齢が満65歳の場合 20年</p> <p>(2) 発効日における被共済者の年齢が満80歳の場合 5</p>	<p>(共済期間)</p> <p>第4条 〔中略〕</p> <p>2. 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の共済期間は、それぞれ各号に規定する期間とします。</p> <p>(1) 発効日における被共済者の年齢が満70歳の場合 15年</p> <p>(2) 発効日における被共済者の年齢が満80歳の場合 5年 ただし、がん特約を除きます。</p> <p><u>(3) 発効日における被共済者の年齢が満81歳以上満85歳未満の場合 1年 ただし、がん特約を除きます。</u></p> <p>3. 前2項にかかわらず、別表第5「共済契約の種類」に定める「65歳以上専用年満期型」の契約を締結する場合の共済期間は、次の各号のいずれかとします。</p> <p>(1) 発効日における被共済者の年齢が満65歳の場合 20年</p> <p>(2) 発効日における被共済者の年齢が満80歳の場合 5</p>

新条文	旧条文
<p>年</p> <p>〔削除〕</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>年</p> <p><u>(3) 発効日における被共済者の年齢が満 81 歳以上満 85 歳未満の場合 1 年</u></p> <p>〔以下略〕</p>
<p>(被共済者の範囲)</p> <p>第 7 条 〔中略〕</p> <p>3. 前項にかかわらず、共済期間が <u>5 年の契約については、満 80 歳にて被共済者になることができます (継続して契約を締結している者に限ります)</u>。</p> <p>〔削除〕</p> <p>4. 前 3 項の規定にかかわらず、共済契約の発効日において細則に定める「被共済者となることができない職業」に従事する者 <u>は被共済者になることができません</u>。</p>	<p>(被共済者の範囲)</p> <p>第 7 条 〔中略〕</p> <p>3. 前項にかかわらず、共済期間が <u>次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ各号に規定する年齢にて、被共済者になることができるものとします。</u></p> <p><u>(1) 共済期間が 5 年の契約満 80 歳の者 (継続して契約を締結している者に限ります。)</u></p> <p><u>(2) 共済期間が 1 年の契約満 81 歳以上満 85 歳未満の者 (継続して契約を締結している者に限ります。)</u></p> <p>4. 前 3 項の規定にかかわらず、共済契約の発効日において細則に定める「被共済者となることができない職業」に従事する者 <u>を被共済者としません</u>。</p>
<p>(共済金受取人の代理人)</p> <p>第 10 条 〔中略〕</p> <p>6. (1) 共済金受取人に共済金を請求できない事情がある場合で、次のア～エのいずれかに該当するため指定代理請求人による請求ができず、かつ、共済金の支払いを受けるべき共済金受取人の法定代理人がいなるとき</p>	<p>(共済金受取人の代理人)</p> <p>第 10 条 〔中略〕</p> <p>6. (1) 共済金受取人に共済金を請求できない事情がある場合で、次のア～エのいずれかに該当するため指定代理請求人による請求ができず、かつ、共済金の支払いを受けるべき共済金受取人の法定代</p>

新条文	旧条文
<p>は、共済金受取人の代理人として、第3号に定めるいずれかの者（以下「代理請求人」といいます。）が共済金の請求をすることができます（エに該当する場合には、死亡共済金の請求に限ります。）。なお、細則に定める方法により共済金を支払います。</p> <p>ア. 指定代理請求人が請求時に第1項に定める範囲外である場合</p> <p>イ. 指定代理請求人が指定されていない場合（指定代理請求人が死亡している場合および第4項第2号または第3号のいずれかに該当することにより指定または変更の効力が失われた場合を含みます。）</p> <p>ウ. 指定代理請求人に細則に定める共済金等を請求できない事情がある場合</p> <p>エ. 被共済者以外の者が共済契約者である共済契約において、死亡共済金受取人を指定している場合（共済契約者が死亡共済金受取人とならない場合）</p> <p>(2) 代理請求人は、細則に定める共済金受取人に共済金を請求できない事情があることを示す書類をもってこの会に通知し、この会の承諾を得ることにより、共済金の請求をすることができます。</p> <p>(3) 前2号に定める代理請求人には、次のア～エのいずれかがなることが<u>できます</u>。</p> <p>ア. 共済金受取人の配偶者</p> <p>イ. 共済金受取人と同居または生計を共にする共済金受</p>	<p>理人がいないときは、共済金受取人の代理人として、第3号に定めるいずれかの者（以下「代理請求人」といいます。）が共済金の請求をすることができます（エに該当する場合には、死亡共済金の請求に限ります。）。なお、細則に定める方法により共済金を支払います。</p> <p>ア. 指定代理請求人が請求時に第1項に定める範囲外である場合</p> <p>イ. 指定代理請求人が指定されていない場合（指定代理請求人が死亡している場合および第4項第2号または第3号のいずれかに該当することにより指定または変更の効力が失われた場合を含みます。）</p> <p>ウ. 指定代理請求人に細則に定める共済金等を請求できない事情がある場合</p> <p>エ. 被共済者以外の者が共済契約者である共済契約において、死亡共済金受取人を指定している場合（共済契約者が死亡共済金受取人とならない場合）</p> <p>(2) 代理請求人は、細則に定める共済金受取人に共済金を請求できない事情があることを示す書類をもってこの会に通知し、この会の承諾を得ることにより、共済金の請求をすることができます。</p> <p>(3) 前2号に定める代理請求人には、次のア～エのいずれかがなることが<u>できるものとします</u>。</p> <p>ア. 共済金受取人の配偶者</p>

新条文	旧条文
<p>取人の3親等以内の親族 ウ. 共済金受取人と同居または生計を共にする、共済金受取人の配偶者の3親等以内の親族 エ. ア～ウに該当する者がいない場合またはア～ウに該当する者に共済金を請求できない事情がある場合には、ア～ウ以外の共済金受取人の3親等以内の親族</p> <p>〔中略〕</p> <p>8. 本条の規定にかかわらず、故意に共済金の支払事由を生じさせた者または故意に共済金受取人<u>について</u>共済金を請求できない状態にさせた者は、指定代理請求人および代理請求人としての<u>取扱い</u>を受けることができません。</p>	<p>イ. 共済金受取人と同居または生計を共にする共済金受取人の3親等以内の親族 ウ. 共済金受取人と同居または生計を共にする、共済金受取人の配偶者の3親等以内の親族 エ. ア～ウに該当する者がいない場合またはア～ウに該当する者に共済金を請求できない事情がある場合には、ア～ウ以外の共済金受取人の3親等以内の親族</p> <p>〔中略〕</p> <p>8. 本条の規定にかかわらず、故意に共済金の支払事由を生じさせた者または故意に共済金受取人<u>を</u>共済金を請求できない状態にさせた者は、指定代理請求人および代理請求人として<u>取り扱い</u>を受けることができません。</p>
<p>(共済契約の申込み)</p> <p>第12条 〔中略〕</p> <p>2. 前項の<u>共済契約</u>の申込みにあたっては、共済契約申込者または被共済者になる者は、共済契約の申込みの際に、共済金の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、この会の定める所定の書面で質問した事項（以下「告知事項」といいます。）について、その書面で事実を告知しなければなりません。</p> <p>〔中略〕</p> <p>4. 第1項の<u>共済契約</u>の申込みにあたっては、共済契約申込者は、第1回目の共済掛金に相当する額（以下「初回掛金」</p>	<p>(共済契約の申込み)</p> <p>第12条 〔中略〕</p> <p>2. 前項の〔挿入〕申込みにあたっては、共済契約申込者または被共済者になる者は、共済契約の申込みの際に、共済金の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、この会の定める所定の書面で質問した事項（以下「告知事項」といいます。）について、その書面で事実を告知しなければなりません。</p> <p>〔中略〕</p> <p>4. 第1項の〔挿入〕申込みにあたっては、共済契約申込者は、第1回目の共済掛金に相当する額（以下「初回掛金」</p>

新条文	旧条文
<p>といたします。)を、共済契約申込書提出の日(以下「申込日」といいます。)から3ヵ月以内に、第18条(共済掛金の払込経路)に定める払込経路、またはこの会が指定する場所に払い込まなければなりません。申込日から3ヵ月以内に初回掛金の払込みがなされない場合、当該共済契約の申込みはなかったものとして<u>取り扱</u>います。なお、この会が指定する場所に共済掛金を払い込んだ場合は第14条(共済契約の成立および効力の発生)第1項の規定にかかわらず、第19条(共済掛金の口座振替)第2項に定める振替日に払い込まれたものとします。</p> <p>〔中略〕</p> <p>6. 前項の規定により共済契約の申込みを撤回した場合には、当該共済契約は成立しなかったものとし、この会は、初回掛金が払い込まれていたときは、遅滞なく初回掛金を共済契約申込者に<u>払い戻</u>します。</p> <p>7. 共済契約申込書に記載された被共済者の生年月日もしくは被共済者の性別に誤りがあった場合において、第36条(共済契約の無効)により当該共済契約が無効になるとき以外のときは、細則に定める方法により<u>取り扱</u>います。</p>	<p>といたします。)を、共済契約申込書提出の日(以下「申込日」といいます。)から3ヵ月以内に、第18条(共済掛金の払込経路)に定める払込経路、またはこの会が指定する場所に払い込まなければなりません。申込日から3ヵ月以内に初回掛金の払込みがなされない場合、当該共済契約の申込みはなかったものとして<u>取扱</u>います。なお、この会が指定する場所に共済掛金を払い込んだ場合は第14条(共済契約の成立および効力の発生)第1項の規定にかかわらず、第19条(共済掛金の口座振替)第2項に定める振替日に払い込まれたものとします。</p> <p>〔中略〕</p> <p>6. 前項の規定により共済契約の申込みを撤回した場合には、当該共済契約は成立しなかったものとし、この会は、初回掛金が払い込まれていたときは、遅滞なく初回掛金を共済契約申込者に<u>払い戻すもの</u>とします。</p> <p>7. 共済契約申込書に記載された被共済者の生年月日もしくは被共済者の性別に誤りがあった場合において、第36条(共済契約の無効)により当該共済契約が無効になるとき以外のときは、細則に定める方法により<u>取扱</u>います。</p>
<p>(共済契約申込みの諾否)</p> <p>第13条 〔中略〕</p> <p>5. この会は、この会が共済契約の申込みを承諾しない場合において、初回掛金が払い込まれていたときは、遅滞なく初回掛金を共済契約申込者に<u>払い戻</u>します。</p>	<p>(共済契約申込みの諾否)</p> <p>第13条 〔中略〕</p> <p>5. この会は、この会が共済契約の申込みを承諾しない場合において、初回掛金が払い込まれていたときは、遅滞なく初回掛金を共済契約申込者に<u>払い戻すもの</u>とします。</p>

新条文	旧条文
<p>(共済契約の更新および更改)</p> <p>第15条 〔中略〕</p> <p>3. この会は、共済期間の満了する共済契約について、当該共済契約の満了日までに共済契約者から共済契約を更新しない意思の申出または変更の申出がなされない場合には、満了する共済契約と同一内容（ただし、規約または細則の改正がなされたときは、改正後の規約または細則による内容とします。また、満了日における被共済者の年齢が満70歳の場合は共済期間15年、満80歳の場合は共済期間5年の共済契約とします。）で、共済契約の更新の申込みがあったものとみなし、共済期間の満了日の翌日に更新することができます。この場合には、第13条（共済契約申込みの諾否）第2項の規定にかかわらず、この会は、共済証書の交付を省略することができます。</p> <p>〔中略〕</p> <p>8. 第2項および第5項の規定により、この会が共済契約の更新を承諾しない場合には、共済契約申込者に通知し、初回掛金が払い込まれていたときは、遅滞なく初回掛金を共済契約申込者に払い戻します。</p> <p>9. 共済契約者は、共済期間の途中で被共済者を変更しないで共済契約の内容を変更する場合については、当該共済契約について解約すると同時にあらたな内容で共済契約を締結することができるものとし、第1項、第2項、第4項、第5項、第7項および第8項の規定を準用します。</p>	<p>(共済契約の更新および更改)</p> <p>第15条 〔中略〕</p> <p>3. この会は、共済期間の満了する共済契約について、当該共済契約の満了日までに共済契約者から共済契約を更新しない意思の申し出または変更の申し出がなされない場合には、満了する共済契約と同一内容（ただし、規約または細則の改正がなされたときは、改正後の規約または細則による内容とします。また、満了日における被共済者の年齢が満70歳の場合は共済期間15年、満80歳の場合は共済期間5年の共済契約とします。）で、共済契約の更新の申込みがあったものとみなし、共済期間の満了日の翌日に更新することができます。この場合には、第13条（共済契約申込みの諾否）第2項の規定にかかわらず、この会は、共済証書の交付を省略することができます。</p> <p>〔中略〕</p> <p>8. 第2項および第5項の規定により、この会が共済契約の更新を承諾しない場合には、共済契約申込者に通知し、初回掛金が払い込まれていたときは、遅滞なく初回掛金を共済契約申込者に払い戻すものとします。</p> <p>9. 共済契約者は、共済期間の途中で被共済者を変更しないで共済契約の内容を変更する場合については、当該共済契約について解約すると同時に新たな内容で共済契約を締結することができるものとし、第1項、第2項、第4項、第5項、第7項および第8項の規定を準用します。</p>

新条文	旧条文
〔以下略〕	〔以下略〕
<p>(共済掛金の払込猶予期間)</p> <p>第17条 この会は、第2回目以後の共済掛金の<u>払込み</u>については、払込期日の翌日から3ヵ月間の猶予期間を設けます。</p>	<p>(共済掛金の払込猶予期間)</p> <p>第17条 この会は、第2回目以後の共済掛金の<u>払い込み</u>については、払込期日の翌日から3ヵ月間の猶予期間を設けます。</p>
<p>(共済掛金の払込経路)</p> <p>第18条 〔中略〕</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、共済契約者は、第2編第3章に定めるクレジットカード払特則を付帯することにより、クレジットカードで共済掛金の払込みをおこなうことができます。ただし、この会の会員がクレジットカードによる共済掛金の払込みを<u>取り扱っている</u>場合に限ります。</p>	<p>(共済掛金の払込経路)</p> <p>第18条 〔中略〕</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、共済契約者は、第2編第3章に定めるクレジットカード払特則を付帯することにより、クレジットカードで共済掛金の払込みをおこなうことができます。ただし、この会の会員がクレジットカードによる共済掛金の払込みを<u>取扱っている</u>場合に限ります。</p>
<p>(共済掛金の口座振替)</p> <p>第19条 〔中略〕</p> <p>6. 第2回目以後の共済掛金について、第17条(共済掛金の払込猶予期間)に定める払込猶予期間内に未払込共済掛金がある場合、払込猶予期間中の振替日に当該未払込共済掛金を含めた共済掛金の合計金額を口座振替により払い込まない限り、共済掛金の払込みはなかったものとして<u>取り扱います</u>。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>(共済掛金の口座振替)</p> <p>第19条 〔中略〕</p> <p>6. 第2回目以後の共済掛金について、第17条(共済掛金の払込猶予期間)に定める払込猶予期間内に未払込共済掛金がある場合、払込猶予期間中の振替日に当該未払込共済掛金を含めた共済掛金の合計金額を口座振替により払い込まない限り、共済掛金の払込みはなかったものとして<u>取扱います</u>。</p> <p>〔以下略〕</p>

新条文		旧条文																					
(申込日翌日以後発効日前日までの期間に発生した共済事故の取扱い)		(申込日翌日以後発効日前日までの期間に発生した共済事故の取扱い)																					
<p>第20条 この会は、新規契約の申込みを承諾し、共済契約が発効した場合には、次の各号に定める場合に限り、共済期間中の事由とみなし、共済金を支払います。ただし、他<u>にこの会が実施する</u>定期生命共済<u>事業にかかる共済</u>契約が継続しており、同一事由について共済金が支払われる場合については、最高限度を超えて共済金を支払いません。</p> <p>(1) 申込日の翌日以後に発生した不慮の事故等を直接の原因として、発効日の前日までの期間に、次のア～エに該当する事由が発生した場合、それぞれの特約における共済金を支払います。ただし、共済契約発効後も入院が継続し、かつ入院の継続中に共済期間（共済契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます。以下【削除】この項において同じです。）が終了した場合、共済期間終了後の入院については、共済金を支払いません。</p>		<p>第20条 この会は、新規契約の申込みを承諾し、共済契約が発効した場合には、次の各号に定める場合に限り、共済期間中の事由とみなし、共済金を支払います。ただし、他<u>の</u>定期生命共済<u>の</u>契約が継続しており、同一事由について共済金が支払われる場合については、最高限度を超えて共済金を支払いません。</p> <p>(1) 申込日の翌日以後に発生した不慮の事故等を直接の原因として、発効日の前日までの期間に、次のア～エに該当する事由が発生した場合、それぞれの特約における共済金を支払います。ただし、共済契約発効後も入院が継続し、かつ入院の継続中に共済期間（共済契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます。以下<u>こ</u>この項において同じです。）が終了した場合、共済期間終了後の入院については、共済金を支払いません。</p>																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">付帯する特約</th> <th>事由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ア</td> <td rowspan="2">災害入院特約</td> <td>入院を開始したとき</td> </tr> <tr> <td>入院を開始し、当該入院が発効日より前の入院日数を含んで共済期間中に継続して270日以上となったとき</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>災害手術特約</td> <td>傷害の治療を直接の目的として別表第4「手術支払割合表」に定める手術を受けたとき</td> </tr> </tbody> </table>		付帯する特約		事由	ア	災害入院特約	入院を開始したとき	入院を開始し、当該入院が発効日より前の入院日数を含んで共済期間中に継続して270日以上となったとき	イ	災害手術特約	傷害の治療を直接の目的として別表第4「手術支払割合表」に定める手術を受けたとき	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">付帯する特約</th> <th>事由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ア</td> <td rowspan="2">災害入院特約</td> <td>入院を開始したとき</td> </tr> <tr> <td>入院を開始し、当該入院が発効日より前の入院日数を含んで共済期間中に継続して270日以上となったとき</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>災害手術特約</td> <td>傷害の治療を直接の目的として別表第4「手術支払割合表」に定める手術を受けたとき</td> </tr> </tbody> </table>		付帯する特約		事由	ア	災害入院特約	入院を開始したとき	入院を開始し、当該入院が発効日より前の入院日数を含んで共済期間中に継続して270日以上となったとき	イ	災害手術特約	傷害の治療を直接の目的として別表第4「手術支払割合表」に定める手術を受けたとき
付帯する特約		事由																					
ア	災害入院特約	入院を開始したとき																					
		入院を開始し、当該入院が発効日より前の入院日数を含んで共済期間中に継続して270日以上となったとき																					
イ	災害手術特約	傷害の治療を直接の目的として別表第4「手術支払割合表」に定める手術を受けたとき																					
付帯する特約		事由																					
ア	災害入院特約	入院を開始したとき																					
		入院を開始し、当該入院が発効日より前の入院日数を含んで共済期間中に継続して270日以上となったとき																					
イ	災害手術特約	傷害の治療を直接の目的として別表第4「手術支払割合表」に定める手術を受けたとき																					

新条文			旧条文		
ウ	歳満期型災害入院特約	入院を開始したとき	ウ	歳満期型災害入院特約	入院を開始したとき
エ	歳満期型災害手術特約	傷害の治療を直接の目的として別表第4「手術支払割合表」に定める手術を受けたとき	エ	歳満期型災害手術特約	傷害の治療を直接の目的として別表第4「手術支払割合表」に定める手術を受けたとき
<p>(2) 疾病の治療を目的として、申込日の翌日から発効日の前日までの期間に、次のア、イに該当する事由が発生した場合、発効日以後の入院について、それぞれの特約における共済金を支払います。ただし、共済期間終了後の入院については、共済金を支払いません。</p>			<p>(2) 疾病の治療を目的として、申込日の翌日から発効日の前日までの期間に、次のア、イに該当する事由が発生した場合、発効日以後の入院について、それぞれの特約における共済金を支払います。ただし、共済期間終了後の入院については、共済金を支払いません。</p>		
付帯する特約		事由	付帯する特約		事由
ア	疾病入院特約	入院を開始し、発効日以後も継続していたとき	ア	疾病入院特約	入院を開始し、発効日以後も継続していたとき
		入院を開始し、発効日以後も継続し、かつ当該入院が共済期間中に継続して270日以上となったとき			入院を開始し、発効日以後も継続し、かつ当該入院が共済期間中に継続して270日以上となったとき
イ	歳満期型疾病入院特約	入院を開始し、発効日以後も継続していたとき	イ	歳満期型疾病入院特約	入院を開始し、発効日以後も継続していたとき
<p>2. 前項の取扱いは、該当する特約に適用される各規定を適用し、次の各号のとおりとします。</p> <p>(1) 前項第1号アおよびウの取扱いは、アは1回の入院について180日分、ウは1回の入院について184日分をもって限度とし、発効日以後に開始した入院と同様に入院日数通算の対象とします。また、全共済期間（共済契約を</p>			<p>2. 前項の取扱いは、該当する特約に適用される各規定を適用し、次の各号のとおりとします。</p> <p>(1) 前項第1号アおよびウの取扱いは、アは1回の入院について180日分、ウは1回の入院について184日分をもって限度とし、発効日以後に開始した入院と同様に入院日数通算の対象とします。また、全共済期間（共済</p>		

新条文	旧条文
<p>更新した場合には、新規契約の発効日から<u>更新契約の共済期間の終了日</u>までの全【削除】期間をいいます。<u>以下同じです。</u>）を通算して1,000日をもって限度とし、発効日以後に開始した入院と同様に入院日数通算の対象とします。</p> <p>(2) 前項第2号アおよびイの取扱いは、アは1回の入院について180日分、イは1回の入院について184日分をもって限度とし、発効日以後に開始した入院と同様に入院日数通算の対象とします。また、全共済期間【削除】を通算して1,000日をもって限度とし、発効日以後に開始した入院と同様に入院日数通算の対象とします。</p> <p>(3) 契約の解除、支払う場合、削減して支払う場合、通知義務、免責事由、その他の事項については該当する規約の各規定を適用します。</p> <p>3. 第1項の規定は、第36条（共済契約の無効）第1項第2号の規定にかかわらず、第1回目の共済掛金に相当する額が払い込まれた場合に適用<u>することができます</u>。この場合には、共済掛金が払い込まれた日の翌日に共済契約が発効し、その日において共済契約が終了したものとみなします。</p> <p>【以下略】</p>	<p>契約を更新した場合には、新規契約の発効日から<u>当該共済期間</u>までの全共済期間をいいます。【挿入】）を通算して1,000日をもって限度とし、発効日以後に開始した入院と同様に入院日数通算の対象とします。</p> <p>(2) 前項第2号アおよびイの取扱いは、アは1回の入院について180日分、イは1回の入院について184日分をもって限度とし、発効日以後に開始した入院と同様に入院日数通算の対象とします。また、全共済期間<u>（共済契約を更新した場合には、新規契約の発効日から当該共済期間までの全共済期間をいいます。）</u>を通算して1,000日をもって限度とし、発効日以後に開始した入院と同様に入院日数通算の対象とします。</p> <p>(3) 契約の解除、支払う場合、削減して支払う場合、通知義務、免責事由、その他の事項については該当する規約の各規定を適用します。</p> <p>3. 第1項の規定は、第36条（共済契約の無効）第1項第2号の規定にかかわらず、第1回目の共済掛金に相当する額が払い込まれた場合に適用<u>できるものとします</u>。この場合には、共済掛金が払い込まれた日の翌日に共済契約が発効し、その日において共済契約が終了したものとみなします。</p> <p>【以下略】</p>

新条文	旧条文
<p>(共済契約による権利義務の承継)</p> <p>第22条 〔中略〕</p> <p>3. 共済契約者が死亡した場合 <u>には、その</u>共済契約の被共済者 <u>は</u>、この会の承諾を得て、共済契約による権利義務を承継することができます。ただし、被共済者が承継することが困難な場合 <u>には</u>、被共済者の同意およびこの会の承諾を得て、他の者が承継 <u>することができます</u>。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>(共済契約による権利義務の承継)</p> <p>第22条 〔中略〕</p> <p>3. 共済契約者が死亡した場合 〔挿入〕、<u>当該</u>共済契約の被共済者 <u>が</u>、この会の承諾を得て、共済契約による権利義務を承継することができます。ただし、被共済者が承継することが困難な場合 〔挿入〕 <u>は</u>、被共済者の同意およびこの会の承諾を得て、他の者が承継 <u>できるものとします</u>。</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>(必要事項の報告)</p> <p>第24条 共済契約者は、この会が、被共済者の傷病もしくは障害または就業の状況その他共済契約の維持または共済金の支払 <u>い</u> 上必要な事項について報告を求めたときは、遅滞なく報告しなければなりません。</p>	<p>(必要事項の報告)</p> <p>第24条 共済契約者は、この会が、被共済者の傷病もしくは障害または就業の状況その他共済契約の維持または共済金の支払 〔挿入〕 上必要な事項について報告を求めたときは、遅滞なく報告しなければなりません。</p>
<p>(質入れ等の禁止)</p> <p>第26条 共済契約者および共済金受取人は、共済金、解約返戻金および契約者割戻金等を請求する権利を質入れまたは譲渡することが <u>できません</u>。</p>	<p>(質入れ等の禁止)</p> <p>第26条 共済契約者および共済金受取人は、共済金、解約返戻金および契約者割戻金等を請求する権利を質入れまたは譲渡することが <u>できないものとします</u>。</p>
<p>(共済金の支払い)</p> <p>第28条 〔中略〕</p> <p>4. この会は、〔削除〕 共済契約について、共済期間（共済契約が更新契約の場合は、更新前の共済期間を含みます。）中の未払込共済掛金があるときは、支払うべき共済金からその金額を差し引くことができます。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>(共済金の支払い)</p> <p>第28条 〔中略〕</p> <p>4. この会は、<u>当該</u> 共済契約について、共済期間（共済契約が更新契約の場合は、更新前の共済期間を含みます。）中の未払込共済掛金があるときは、支払うべき共済金からその金額を差し引くことができます。</p> <p>〔以下略〕</p>

新条文	旧条文
<p>(戦争その他の非常な出来事の場合)</p> <p>第32条 この会は、戦争その他非常な出来事または地震、津波、噴火その他これらに類する天災により、共済契約に関する所定の共済金を支払うことができない場合には、総会の議決を経て、共済金の分割支払い、支払いの延期または削減をすることが<u>できます</u>。</p>	<p>(戦争その他の非常な出来事の場合)</p> <p>第32条 この会は、戦争その他非常な出来事または地震、津波、噴火その他これらに類する天災により、共済契約に関する所定の共済金を支払うことができない場合には、総会の議決を経て、共済金の分割支払い、支払いの延期または削減をすることが<u>できるものとします</u>。</p>
<p>(告知義務違反による共済契約の解除)</p> <p>第37条 〔中略〕</p> <p>4. 第1項の規定にかかわらず、この会は、次の各号のいずれかに該当した場合、告知義務違反による共済契約の解除をすることができません。</p> <p>(1) この会が、契約締結の当時、告知義務違反の事実のあることを知っていた、または過失によりこれを知らなかったとき</p> <p>(2) この会との共済契約の締結を媒介できる者（以下「媒介者」といいます。）が、共済契約者または被共済者による告知を妨げたとき</p> <p>(3) 媒介者が、共済契約者または被共済者に対して、告知に関する事実を告げないように、または事実でないことを告げるようにすすめたとき</p> <p>(4) この会が、解除の原因を知ったときから1ヵ月を経過したとき</p> <p>(5) 解除の原因に該当した最初の共済契約の申込日から2年以内に当該<u>共済契約</u>の被共済者にかかわる共済事故</p>	<p>(告知義務違反による共済契約の解除)</p> <p>第37条 〔中略〕</p> <p>4. 第1項の規定にかかわらず、この会は、次の各号のいずれかに該当した場合、告知義務違反による共済契約の解除をすることができません。</p> <p>(1) この会が、契約締結の当時、告知義務違反の事実のあることを知っていた、または過失によりこれを知らなかったとき</p> <p>(2) この会との共済契約の締結を媒介できる者（以下「媒介者」といいます。）が、共済契約者または被共済者による告知を妨げたとき</p> <p>(3) 媒介者が、共済契約者または被共済者に対して、告知に関する事実を告げないように、または事実でないことを告げるようにすすめたとき</p> <p>(4) この会が、解除の原因を知ったときから1ヵ月を経過したとき</p> <p>(5) 解除の原因に該当した最初の共済契約の申込日から2年以内に当該〔挿入〕被共済者にかかわる共済事故</p>

新条文	旧条文
<p>(第20条(申込日翌日以後発効日前日までの期間に発生した共済事故の取扱い)により共済期間中の事由とみなされる事由を含みます。)が発生しなかった場合において、なお共済契約が存続していたとき</p> <p>(6) 解除の原因に該当した最初の共済契約の申込日から5年を経過したとき</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>(第20条(申込日翌日以後発効日前日までの期間に発生した共済事故の取扱い)により共済期間中の事由とみなされる事由を含みます。)が発生しなかった場合において、なお共済契約が存続していたとき</p> <p>(6) 解除の原因に該当した最初の共済契約の申込日から5年を経過したとき</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>(重大事由による共済契約の解除)</p> <p>第38条 〔中略〕</p> <p>3. この会は、第1項の規定による解除を共済事故発生後におこなった場合においても、第1項に規定する事由が発生した時から解除された時まで発生した共済事故にかかる共済金(第1項第4号のみに該当した場合で、第1項第4号アからエまでに該当したのが死亡共済金受取人のみであり、その死亡共済金受取人が死亡共済金の一部の受取人であるときは、死亡共済金のうち、その受取人に支払われるべき共済金をいいます。以下 〔削除〕 この項において同じです。)を支払いません。すでに共済金の支払いをおこなっていたときは、その返還を請求することができます。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>(重大事由による共済契約の解除)</p> <p>第38条 〔中略〕</p> <p>3. この会は、第1項の規定による解除を共済事故発生後におこなった場合においても、第1項に規定する事由が発生した時から解除された時まで発生した共済事故にかかる共済金(第1項第4号のみに該当した場合で、第1項第4号アからエまでに該当したのが死亡共済金受取人のみであり、その死亡共済金受取人が死亡共済金の一部の受取人であるときは、死亡共済金のうち、その受取人に支払われるべき共済金をいいます。以下、この項において同じです。)を支払いません。すでに共済金の支払いをおこなっていたときは、その返還を請求することができます。</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>(詐欺または強迫による共済契約の取消し)</p> <p>第41条 共済契約の締結に際して、共済契約者、被共済者または共済金受取人に詐欺または強迫の行為があったときは、この会は共済契約を取り消すことができます。この場合には、共済掛金の返還および解約返戻金の支払いはお</p>	<p>(詐欺または強迫による共済契約の取消し)</p> <p>第41条 共済契約の締結に際して、共済契約者、被共済者または共済金受取人に詐欺または強迫の行為があったときは、この会は共済契約を取消すことができます。この場合には、共済掛金の返還および解約返戻金の支払いはお</p>

新条文	旧条文
<p>こないません。 〔以下略〕</p>	<p>こないません。 〔以下略〕</p>
<p>(共済契約の解約返戻金) 第43条 共済契約の解約返戻金の額は、共済掛金積立金と未経過共済掛金の合計額とし、経過した年月数によって計算します。なお、1ヵ月に満たない未経過共済期間は解約返戻金による<u>払戻し</u>の計算対象となりません。 〔以下略〕</p>	<p>(共済契約の解約返戻金) 第43条 共済契約の解約返戻金の額は、共済掛金積立金と未経過共済掛金の合計額とし、経過した年月数によって計算します。なお、1ヵ月に満たない未経過共済期間は解約返戻金による<u>払い戻し</u>の計算対象となりません。 〔以下略〕</p>
<p>(基本契約共済金額) 第44条 〔中略〕 3. 前項の規定にかかわらず、被共済者が次の各号のいずれかに該当する場合の最高限度は、それぞれ各号に規定する金額とします。ただし、各号のうち複数に該当する場合は、いずれか低い金額を最高限度とします。 (1) 発効日において細則に定める「共済金額を制限する職業」に従事している者 500万円または更新契約における従前の基本契約共済金額のうちいずれか高い金額 (2) 発効日における年齢が満61歳以上満71歳未満の者 1,000万円または更新契約における従前の基本契約共済金額のうちいずれか高い金額 (3) 発効日における年齢が満80歳 〔削除〕 の者 600万円 ただし、共済契約の種類ごとの 最高限度は、細則にて定めます。 〔以下略〕</p>	<p>(基本契約共済金額) 第44条 〔中略〕 3. 前項の規定にかかわらず、被共済者が次の各号のいずれかに該当する場合の最高限度は、それぞれ各号に規定する金額とします。ただし、各号のうち複数に該当する場合は、いずれか低い金額を最高限度とします。 (1) 発効日において細則に定める「共済金額を制限する職業」に従事している者 500万円または更新契約における従前の基本契約共済金額のうちいずれか高い金額 (2) 発効日における年齢が満61歳以上満71歳未満の者 1,000万円または更新契約における従前の基本契約共済金額のうちいずれか高い金額 (3) 発効日における年齢が満80歳 <u>以上満85歳未満</u> の者 600万円 ただし、共済契約の種類ごとの最高限度は、細則にて定めます。 〔以下略〕</p>

新条文	旧条文
<p>(死亡共済金および重度障害共済金)</p> <p>第46条 〔中略〕</p> <p>4. この会は、被共済者について共済期間（共済契約を更新した場合には、更新後の共済期間を含みます。）中に重度障害共済金と死亡共済金の両方の支払いはしません。<u>なお、この会が重度障害共済金を支払う前に死亡共済金の支払い請求を受けた場合（当該重度障害共済金の請求の原因となった傷病との因果関係は問いません。）は、死亡共済金を支払います。</u></p>	<p>(死亡共済金および重度障害共済金)</p> <p>第46条 〔中略〕</p> <p>4. この会は、被共済者について共済期間（共済契約を更新した場合には、更新後の共済期間を含みます。）中に重度障害共済金と死亡共済金の両方の支払いはしません。〔挿入〕</p>
<p>(疾病入院特約共済金額)</p> <p>第49条 〔中略〕</p> <p>4. 前2項の規定の他、発効日における年齢が満80歳〔削除〕の場合、疾病入院特約共済金額の最高限度は、共済契約の種類ごとに細則にて定めます。 〔以下略〕</p>	<p>(疾病入院特約共済金額)</p> <p>第49条 〔中略〕</p> <p>4. 前2項の規定の他、発効日における年齢が満80歳以上満85歳未満の場合、疾病入院特約共済金額の最高限度は、共済契約の種類ごとに細則にて定めます。 〔以下略〕</p>
<p>(疾病入院共済金)</p> <p>第51条 〔中略〕</p> <p>4. 疾病入院共済金の支払いは、1回の入院について180日分をもって限度とします。また、全共済期間〔削除〕を通じて疾病入院共済金および歳満期型疾病入院共済金を支払う入院日数は、通算して1,000日をもって限度とします。</p> <p>5. この会は、被共済者が、第1項に定める入院〔削除〕更</p>	<p>(疾病入院共済金)</p> <p>第51条 〔中略〕</p> <p>4. 疾病入院共済金の支払いは、1回の入院について180日分をもって限度とします。また、全共済期間〔共済契約を更新した場合には、新規契約の発効日から当該共済期間までの全共済期間をいいます。〕を通じて疾病入院共済金および歳満期型疾病入院共済金を支払う入院日数は、通算して1,000日をもって限度とします。</p> <p>5. この会は、被共済者が、第1項に定める入院〔当該共済〕</p>

新条文	旧条文
<p>新契約の場合には、更新前契約における入院を含みます。)を2回以上した場合には、それらの入院のうち同一の原因によるものについて1回の入院とみなし、入院日数を通算し、前4項の規定を適用します。ただし、1回の入院とみなした入院のうち、新規契約の申込日から申込日を含んで1年を超えて開始する入院については、第2項の規定を適用しません。なお、共済金額を増額して更新した場合に準用し、「新規契約」とあるのは「更新契約」と読み替えます。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p><u>契約が</u>更新契約の場合には、更新前契約における入院を含みます。)を2回以上した場合には、それらの入院のうち同一の原因によるものについて1回の入院とみなし、入院日数を通算し、前4項の規定を適用します。ただし、1回の入院とみなした入院のうち、新規契約の申込日から申込日を含んで1年を超えて開始する入院については、第2項の規定を適用しません。なお、共済金額を増額して更新した場合に準用し、「新規契約」とあるのは「更新契約」と読み替えます。</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>(疾病長期入院共済金)</p> <p>第52条 〔中略〕</p> <p>3. この会は、被共済者が、第1項に定める入院(〔削除〕更新契約の場合には、更新前契約における入院を含みます。)を2回以上した場合には、それらの入院のうち同一の原因によるものについて1回の入院とみなし、1回の入院とみなした〔削除〕入院については疾病長期入院共済金を<u>重複して</u>支払いません。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>(疾病長期入院共済金)</p> <p>第52条 〔中略〕</p> <p>3. この会は、被共済者が、第1項に定める入院(<u>当該共済契約が</u>更新契約の場合には、更新前契約における入院を含みます。)を2回以上した場合には、それらの入院のうち同一の原因によるものについて1回の入院とみなし、1回の入院とみなした<u>再</u>入院については疾病長期入院共済金を〔挿入〕支払いません。</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>(疾病入院特約の共済金を支払わない場合)</p> <p>第53条 前2条の規定にかかわらず、この会は、疾病入院特約において、次の各号のいずれかの原因によって共済事故が発生したときは、当該<u>特約の</u>共済金を支払いません。</p> <p>(1) 共済契約者または被共済者の故意または重大な過失に</p>	<p>(疾病入院特約の共済金を支払わない場合)</p> <p>第53条 前2条の規定にかかわらず、この会は、疾病入院特約において、次の各号のいずれかの原因によって共済事故が発生したときは、当該〔挿入〕共済金を支払いません。</p> <p>(1) 共済契約者または被共済者の故意または重大な過失</p>

新条文	旧条文
<p>よるとき</p> <p>(2) 被共済者の犯罪行為によるとき</p> <p>(3) 被共済者の薬物依存または薬物依存により生じた疾病によるとき</p> <p>(4) 原因のいかんを問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰、背痛で他覚症状のないものによるとき</p> <p>(5) 第51条（疾病入院共済金）第11項第2号または第3号に該当する場合で、第72条（災害入院特約の共済金を支払わない場合）の規定に該当するとき</p>	<p>によるとき</p> <p>(2) 被共済者の犯罪行為によるとき</p> <p>(3) 被共済者の薬物依存または薬物依存により生じた疾病によるとき</p> <p>(4) 原因のいかんを問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰、背痛で他覚症状のないものによるとき</p> <p>(5) 第51条（疾病入院共済金）第11項第2号または第3号に該当する場合で、第72条（災害入院特約の共済金を支払わない場合）の規定に該当するとき</p>
<p>（歳満期型疾病入院特約の付帯）</p> <p>第55条 歳満期型疾病入院特約は、ひとつの共済契約において、疾病入院特約とともに付帯することは<u>できません</u>。</p>	<p>（歳満期型疾病入院特約の付帯）</p> <p>第55条 歳満期型疾病入院特約は、ひとつの共済契約において、疾病入院特約とともに付帯することは<u>できないものとします</u>。</p>
<p>（歳満期型疾病入院共済金）</p> <p>第57条 【中略】</p> <p>4. 歳満期型疾病入院共済金の支払いは、1回の入院について184日分をもって限度とします。また、全共済期間【削除】を通じて疾病入院共済金および歳満期型疾病入院共済金を支払う入院日数は、通算して1,000日をもって限度とします。</p> <p>5. この会は、被共済者が、第1項に定める入院（【削除】更新契約の場合には、更新前契約における入院を含みます。）を2回以上した場合には、それらの入院のうち同一の原因</p>	<p>（歳満期型疾病入院共済金）</p> <p>第57条 【中略】</p> <p>4. 歳満期型疾病入院共済金の支払いは、1回の入院について184日分をもって限度とします。また、全共済期間（<u>共済契約を更新した場合には、新規契約の発効日から当該共済期間までの全共済期間をいいます。</u>）を通じて疾病入院共済金および歳満期型疾病入院共済金を支払う入院日数は、通算して1,000日をもって限度とします。</p> <p>5. この会は、被共済者が、第1項に定める入院（<u>当該共済契約が</u>更新契約の場合には、更新前契約における入院を含みます。）を2回以上した場合には、それらの入院のうち</p>

新条文	旧条文
<p>によるものについて1回の入院とみなし、入院日数を通算し、前4項の規定を適用します。ただし、1回の入院とみなした入院のうち、新規契約の申込日から申込日を含んで1年を超えて開始する入院については、第2項の規定を適用しません。なお、共済金額を増額して更新した場合に準用し、「新規契約」とあるのは「更新契約」と読み替えます。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>ち同一の原因によるものについて1回の入院とみなし、入院日数を通算し、前4項の規定を適用します。ただし、1回の入院とみなした入院のうち、新規契約の申込日から申込日を含んで1年を超えて開始する入院については、第2項の規定を適用しません。なお、共済金額を増額して更新した場合に準用し、「新規契約」とあるのは「更新契約」と読み替えます。</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>(疾病手術特約共済金額)</p> <p>第59条 〔中略〕</p> <p>4. 前2項の規定の他、発効日における年齢が満80歳〔削除〕の場合、疾病手術特約共済金額の最高限度は、共済契約の種類ごとに細則にて定めます。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>(疾病手術特約共済金額)</p> <p>第59条 〔中略〕</p> <p>4. 前2項の規定の他、発効日における年齢が満80歳以上満85歳未満の場合、疾病手術特約共済金額の最高限度は、共済契約の種類ごとに細則にて定めます。</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>(歳満期型疾病手術特約の付帯)</p> <p>第64条 歳満期型疾病手術特約は、ひとつの共済契約において、疾病手術特約とともに付帯することは<u>できません</u>。</p>	<p>(歳満期型疾病手術特約の付帯)</p> <p>第64条 歳満期型疾病手術特約は、ひとつの共済契約において、疾病手術特約とともに付帯することは<u>できないものとして</u>ます。</p>
<p>(災害入院特約共済金額)</p> <p>第68条 〔中略〕</p> <p>4. 前2項の規定の他、発効日における年齢が満80歳〔削除〕の場合、災害入院特約共済金額の最高限度は、共済契約の種類ごとに細則にて定めます。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>(災害入院特約共済金額)</p> <p>第68条 〔中略〕</p> <p>4. 前2項の規定の他、発効日における年齢が満80歳以上満85歳未満の場合、災害入院特約共済金額の最高限度は、共済契約の種類ごとに細則にて定めます。</p> <p>〔以下略〕</p>

新条文	旧条文
<p>(災害入院共済金)</p> <p>第70条 この会は、災害入院特約において、被共済者が申込日の翌日以後に発生した不慮の事故等を直接の原因としてその事故の日から180日以内かつ共済期間（共済契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます。以下 〔削除〕 この項において同じです。）中に病院または診療所へ入院を開始した場合には、共済期間中の入院について、災害入院共済金として次の金額を支払います。</p> <p>災害入院特約共済金額×入院日数</p> <p>2. 災害入院共済金の支払いは、1回の入院について180日分をもって限度とします。また、全共済期間 〔削除〕 を通じて災害入院共済金および歳満期型災害入院共済金を支払う入院日数は、通算して1,000日をもって限度とします。</p> <p>3. この会は、被共済者が、第1項に定める入院 (〔削除〕 更新契約の場合には、更新前契約における入院を含みます。) の退院日の翌日以後180日以内にその入院と同一の原因により入院を開始した場合には、それらの入院は1回の入院とみなし、入院日数を通算し、前2項の規定を適用します (2回目以降の入院は、第1項の規定にかかわらず、事故日から180日を超えて開始する入院を含みます)。なお、1回の入院とみなした入院の退院日翌日以後180日以内に同一の原因により開始した入院も1回の入院とみなし、それ</p>	<p>(災害入院共済金)</p> <p>第70条 この会は、災害入院特約において、被共済者が申込日の翌日以後に発生した不慮の事故等を直接の原因としてその事故の日から180日以内かつ共済期間（共済契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます。以下、この項において同じです。）中に病院または診療所へ入院を開始した場合には、共済期間中の入院について、災害入院共済金として次の金額を支払います。</p> <p>災害入院特約共済金額×入院日数</p> <p>2. 災害入院共済金の支払いは、1回の入院について180日分をもって限度とします。また、全共済期間 (<u>共済契約を更新した場合には、新規契約の発効日から当該共済期間までの全共済期間をいいます。</u>) を通じて災害入院共済金および歳満期型災害入院共済金を支払う入院日数は、通算して1,000日をもって限度とします。</p> <p>3. この会は、被共済者が、第1項に定める入院 (<u>当該共済契約が</u>更新契約の場合には、更新前契約における入院を含みます。) の退院日の翌日以後180日以内にその入院と同一の原因により入院を開始した場合には、それらの入院は1回の入院とみなし、入院日数を通算し、前2項の規定を適用します (<u>当該再入院</u>は、第1項の規定にかかわらず、事故日から180日を超えて開始する入院を含むものとします)。なお、1回の入院とみなした入院の退院日翌日以後180日以内に同一の原因により開始した入院も</p>

新条文	旧条文
<p>以降の入院も同様に取り扱います。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>1回の入院とみなし、それ以降の入院も同様に取り扱います。</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>(災害長期入院共済金)</p> <p>第71条 この会は、災害入院特約において、被共済者が申込日の翌日以後に発生した不慮の事故等を直接の原因としてその事故の日からその日を含めて180日以内かつ共済期間（共済契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます。以下 〔削除〕 この項において同じです。）中に病院または診療所へ入院を開始し、その入院が共済期間中に継続して270日以上となった場合には、災害長期入院共済金として災害入院特約共済金額の60倍を支払います。</p> <p>2. この会は、被共済者が、第1項に定める入院 (〔削除〕 更新契約の場合には、更新前契約における入院を含みます。) の退院日の翌日以後 180 日以内にその入院と同一の原因により入院を開始した場合には、それらの入院は1回の入院とみなし、1回の入院とみなした 〔削除〕 入院について は 災害長期入院共済金を 重複して 支払いません。なお、1回の入院とみなした入院の退院日翌日以後 180 日以内に同一の原因により開始した入院も1回の入院とみなし、それ以降の入院も同様に取り扱います。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>(災害長期入院共済金)</p> <p>第71条 この会は、災害入院特約において、被共済者が申込日の翌日以後に発生した不慮の事故等を直接の原因としてその事故の日からその日を含めて180日以内かつ共済期間（共済契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます。以下 、 この項において同じです。）中に病院または診療所へ入院を開始し、その入院が共済期間中に継続して270日以上となった場合には、災害長期入院共済金として災害入院特約共済金額の60倍を支払います。</p> <p>2. この会は、被共済者が、第1項に定める入院 (当該共済契約が 更新契約の場合には、更新前契約における入院を含みます。) の退院日の翌日以後 180 日以内にその入院と同一の原因により入院を開始した場合には、それらの入院は1回の入院とみなし、1回の入院とみなした 再 入院について 〔挿入〕 災害長期入院共済金を 〔挿入〕 支払いません。なお、1回の入院とみなした入院の退院日翌日以後 180 日以内に同一の原因により開始した入院も1回の入院とみなし、それ以降の入院も同様に取り扱います。</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>(災害入院特約の共済金を支払わない場合)</p> <p>第72条 前2条の規定にかかわらず、この会は、災害入院特約に</p>	<p>(災害入院特約の共済金を支払わない場合)</p> <p>第72条 前2条の規定にかかわらず、この会は、災害入院特約</p>

新条文	旧条文
<p>において、次の各号のいずれかの原因によって共済事故が発生した場合には、<u>当該特約の</u>共済金を支払いません。</p> <p>(1) 共済契約者の故意または重大な過失によるとき</p> <p>(2) 被共済者の重大な過失によるとき</p> <p>(3) 被共済者の薬物依存によるとき</p> <p>(4) 被共済者の犯罪行為によるとき</p> <p>(5) 被共済者が、法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき</p> <p>(6) 被共済者が、法令に定める酒気帯び運転をしている間に生じた事故によるとき</p> <p>(7) 原因を問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰、背痛で他覚症状のないものによるとき</p> <p>(8) 被共済者の疾病に起因して生じた事故によるとき</p>	<p>において、次の各号のいずれかの原因によって共済事故が発生した場合には、〔挿入〕 共済金を支払いません。</p> <p>(1) 共済契約者の故意または重大な過失によるとき</p> <p>(2) 被共済者の重大な過失によるとき</p> <p>(3) 被共済者の薬物依存によるとき</p> <p>(4) 被共済者の犯罪行為によるとき</p> <p>(5) 被共済者が、法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき</p> <p>(6) 被共済者が、法令に定める酒気帯び運転をしている間に生じた事故によるとき</p> <p>(7) 原因を問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰、背痛で他覚症状のないものによるとき</p> <p>(8) 被共済者の疾病に起因して生じた事故によるとき</p>
<p>(歳満期型災害入院特約の付帯)</p> <p>第74条 歳満期型災害入院特約は、ひとつの共済契約において、災害入院特約とともに付帯することは<u>できません</u>。</p>	<p>(歳満期型災害入院特約の付帯)</p> <p>第74条 歳満期型災害入院特約は、ひとつの共済契約において、災害入院特約とともに付帯することは<u>できないものとしてします</u>。</p>
<p>(歳満期型災害入院共済金)</p> <p>第76条 この会は、歳満期型災害入院特約において、被共済者が申込日の翌日以後に発生した不慮の事故等を直接の原因としてその事故の日から180日以内かつ共済期間（共済契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます。以下〔削除〕この項において同じです。）中に病院または診療所へ入院を開始した場合には、共済期間中の入院について、歳満期型災害入院共済金として次の金額を支払いま</p>	<p>(歳満期型災害入院共済金)</p> <p>第76条 この会は、歳満期型災害入院特約において、被共済者が申込日の翌日以後に発生した不慮の事故等を直接の原因としてその事故の日から180日以内かつ共済期間（共済契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます。以下、この項において同じです。）中に病院または診療所へ入院を開始した場合には、共済期間中の入院について、歳満期型災害入院共済金として次の金額を支払</p>

新条文	旧条文
<p>す。</p> <p>歳満期型災害入院特約共済金額×入院日数</p> <p>2. 歳満期型災害入院共済金の支払いは、1回の入院について184日分をもって限度とします。また、全共済期間【削除】を通じて災害入院共済金および歳満期型災害入院共済金を支払う入院日数は、通算して1,000日をもって限度とします。</p> <p>3. この会は、被共済者が、第1項に定める入院（【削除】更新契約の場合には、更新前契約における入院を含みます。）の退院日の翌日以後180日以内にその入院と同一の原因により入院を開始した場合には、それらの入院は1回の入院とみなし、入院日数を通算し、前2項の規定を適用します（<u>2回目以降の入院</u>は、第1項の規定にかかわらず、事故日から180日を超えて開始する入院を含みます）。なお、1回の入院とみなした入院の退院日翌日以後180日以内に同一の原因により開始した入院も1回の入院とみなし、それ以降の入院も同様に扱います。</p> <p>【以下略】</p>	<p>います。</p> <p>歳満期型災害入院特約共済金額×入院日数</p> <p>2. 歳満期型災害入院共済金の支払いは、1回の入院について184日分をもって限度とします。また、全共済期間（<u>共済契約を更新した場合には、新規契約の発効日から当該共済期間までの全共済期間をいいます。</u>）を通じて災害入院共済金および歳満期型災害入院共済金を支払う入院日数は、通算して1,000日をもって限度とします。</p> <p>3. この会は、被共済者が、第1項に定める入院（<u>当該共済契約が</u>更新契約の場合には、更新前契約における入院を含みます。）の退院日の翌日以後180日以内にその入院と同一の原因により入院を開始した場合には、それらの入院は1回の入院とみなし、入院日数を通算し、前2項の規定を適用します（<u>当該再入院</u>は、第1項の規定にかかわらず、事故日から180日を超えて開始する入院を含むものとします）。なお、1回の入院とみなした入院の退院日翌日以後180日以内に同一の原因により開始した入院も1回の入院とみなし、それ以降の入院も同様に扱います。</p> <p>【以下略】</p>
<p>(災害手術特約共済金額)</p> <p>第78条 【中略】</p> <p>4. 前2項の規定の他、発効日における年齢が満80歳【削除】の場合、災害手術特約共済金額の最高限度は、共済契約の</p>	<p>(災害手術特約共済金額)</p> <p>第78条 【中略】</p> <p>4. 前2項の規定の他、発効日における年齢が満80歳<u>以上満85歳未満</u>の場合、災害手術特約共済金額の最高限度は、共</p>

新条文	旧条文
<p>種類ごとに細則にて定めます。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>済契約の種類ごとに細則にて定めます。</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>(歳満期型災害手術特約の付帯)</p> <p>第83条 歳満期型災害手術特約は、ひとつの共済契約において、災害手術特約とともに付帯することは<u>できません</u>。</p>	<p>(歳満期型災害手術特約の付帯)</p> <p>第83条 歳満期型災害手術特約は、ひとつの共済契約において、災害手術特約とともに付帯することは<u>できないものとして</u>ます。</p>
<p>(がん特約入院共済金)</p> <p>第93条 この会は、がん特約において、被共済者が責任開始日以後の共済期間中に診断確定された悪性新生物または上皮内新生物の治療を直接の目的として、責任開始日以後の共済期間(共済契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます。以下 〔削除〕 この項において同じです。)中に病院または診療所へ入院を開始した場合には、責任開始日以後の共済期間中の入院について、がん特約入院共済金として次の金額を支払います。</p> <p>がん特約入院共済金額×入院日数</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>(がん特約入院共済金)</p> <p>第93条 この会は、がん特約において、被共済者が責任開始日以後の共済期間中に診断確定された悪性新生物または上皮内新生物の治療を直接の目的として、責任開始日以後の共済期間(共済契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます。以下、<u>この項</u>において同じです。)中に病院または診療所へ入院を開始した場合には、責任開始日以後の共済期間中の入院について、がん特約入院共済金として次の金額を支払います。</p> <p>がん特約入院共済金額×入院日数</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>(がん特約手術共済金)</p> <p>第94条 この会は、がん特約において、被共済者が責任開始日以後の共済期間中に診断確定された悪性新生物または上皮内新生物の治療を直接の目的として、責任開始日以後の共済期間(共済契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます。以下 〔削除〕 この項において同じです。)中に別表第4「手術支払割合表」に定める手術を受けた場合に</p>	<p>(がん特約手術共済金)</p> <p>第94条 この会は、がん特約において、被共済者が責任開始日以後の共済期間中に診断確定された悪性新生物または上皮内新生物の治療を直接の目的として、責任開始日以後の共済期間(共済契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます。以下、<u>この項</u>において同じです。)中に別表第4「手術支払割合表」に定める手術を受けた場合に</p>

新条文	旧条文
<p>は、がん特約手術共済金としてがん特約手術共済金額に同表において定める倍率を乗じた金額を支払います。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>は、がん特約手術共済金としてがん特約手術共済金額に同表において定める倍率を乗じた金額を支払います。</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>(がん特約通院共済金)</p> <p>第96条 この会は、がん特約において、第93条（がん特約入院共済金）に定めるがん特約入院共済金の支払われる入院を、被共済者が継続して5日以上した後、退院日の翌日以後180日以内（以下「通院責任期間」といいます。）かつ共済期間（共済契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます。以下 〔削除〕 この項において同じです。）中にその入院の原因となった悪性新生物または上皮内新生物の治療を直接の目的として病院または診療所へ通院を開始した場合には、通院責任期間中かつ共済期間中の通院について、がん特約通院共済金として次の金額を支払います。</p> <p>がん特約通院共済金額×通院日数</p> <p>〔中略〕</p> <p>3. がん特約通院共済金の支払いは、1回の通院責任期間につき30日分をもって限度とします。また、全共済期間 〔削除〕 を通じてがん特約通院共済金を支払う通院日数は、通算して1,000日をもって限度とします。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>(がん特約通院共済金)</p> <p>第96条 この会は、がん特約において、第93条（がん特約入院共済金）に定めるがん特約入院共済金の支払われる入院を、被共済者が継続して5日以上した後、退院日の翌日以後180日以内（以下「通院責任期間」といいます。）かつ共済期間（共済契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます。以下、この項において同じです。）中にその入院の原因となった悪性新生物または上皮内新生物の治療を直接の目的として病院または診療所へ通院を開始した場合には、通院責任期間中かつ共済期間中の通院について、がん特約通院共済金として次の金額を支払います。</p> <p>がん特約通院共済金額×通院日数</p> <p>〔中略〕</p> <p>3. がん特約通院共済金の支払いは、1回の通院責任期間につき30日分をもって限度とします。また、全共済期間 <u>(共済契約を更新した場合には、新規契約の発効日から当該共済期間までの全共済期間をいいます。)</u> を通じてがん特約通院共済金を支払う通院日数は、通算して1,000日をもって限度とします。</p> <p>〔以下略〕</p>

新条文	旧条文
<p>(がん特約治療共済金)</p> <p>第97条 〔中略〕</p> <p>2. 前項第2号で支払対象となった最終の入院の開始日から、その日を含めて2年以内に悪性新生物または上皮内新生物の治療を直接の目的として入院を開始したときには、がん特約治療共済金を<u>支払いません</u>。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>(がん特約治療共済金)</p> <p>第97条 〔中略〕</p> <p>2. 前項第2号で支払対象となった最終の入院の開始日から、その日を含めて2年以内に悪性新生物または上皮内新生物の治療を直接の目的として入院を開始したときには、がん特約治療共済金を<u>支払わないものとします</u>。</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>(契約者割戻金)</p> <p>第100条 この会は、次条の規定により<u>事業年度末において</u>積み立てた契約者割戻準備金の中から次の各号のいずれかを満たす共済契約に対し、当該事業年度の剰余に応じて契約者割戻金の<u>割当て</u>をおこないます。</p> <p>(1) 当該事業年度末に有効な共済契約</p> <p>(2) 当該事業年度中に満期を迎えた共済契約 〔削除〕</p> <p>(3) 当該事業年度中に第39条（共済契約の消滅）第1項の規定により消滅した共済契約</p> <p>(4) 当該事業年度中にこの会が実施する他の共済事業規約にかかる共済契約を締結し移行した共済契約</p> <p>(5) 当該事業年度中に更改により終了した共済契約で、更改後の共済契約（当該事業年度中に2回以上更改した場合は、当該事業年度中の最後の更改後の共済契約）が第1号から前号までのいずれかに該当するもの</p>	<p>(契約者割戻金)</p> <p>第100条 この会は、次条の規定により 〔挿入〕 積み立てた契約者割戻準備金の中から次の各号のいずれかを満たす共済契約に対し、当該事業年度の剰余に応じて契約者割戻金の<u>割り当て</u>をおこないます。</p> <p>(1) 当該事業年度末に有効な共済契約</p> <p>(2) 当該事業年度中に満期を迎えた共済契約 <u>(発効日における年齢が満80歳以上の場合は、満85歳の満期を迎えた共済契約に限ります。)</u></p> <p>(3) 当該事業年度中に第39条（共済契約の消滅）第1項の規定により消滅した共済契約</p> <p>(4) 当該事業年度中にこの会が実施する他の共済事業規約にかかる共済契約を締結し移行した共済契約</p> <p>(5) 当該事業年度中に更改により終了した共済契約で、更改後の共済契約（当該事業年度中に2回以上更改した場合は、当該事業年度中の最後の更改後の共済契約）が第1号から前号までのいずれかに該当するもの</p>

新条文	旧条文
<p>2. この会は、前項の規定により割り当てられた契約者割戻金については、原則として割当日から<u>据え置きます</u>（以下〔削除〕この据え置かれた契約者割戻金を「据置割戻金」といいます。）。</p> <p>〔中略〕</p> <p>4. この会は、共済契約の締結にあたり、確定金額の割戻しを<u>約しません</u>。</p>	<p>2. この会は、前項の規定により割り当てられた契約者割戻金については、原則として割当日から<u>据え置くものとします</u>（以下、この据え置かれた契約者割戻金を「据置割戻金」といいます。）。</p> <p>〔中略〕</p> <p>4. この会は、共済契約の締結にあたり、確定金額の割戻しを<u>約さないものとします</u>。</p>
<p>（支払備金、責任準備金および契約者割戻準備金）</p> <p>第101条 この会は、消費生活協同組合法施行規則（昭和23年9月30日大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第1号）の定めるところにより、毎事業年度末において支払備金、責任準備金および契約者割戻準備金を<u>積み立てます</u>。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>（支払備金、責任準備金および契約者割戻準備金）</p> <p>第101条 この会は、消費生活協同組合法施行規則（昭和23年9月30日大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第1号）の定めるところにより、毎事業年度末において支払備金、責任準備金および契約者割戻準備金を<u>積み立てるものとします</u>。</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>（再共済または再保険）</p> <p>第105条 この会は、共済契約により負う共済責任の一部を、再共済または再保険に付すことが<u>できます</u>。</p>	<p>（再共済または再保険）</p> <p>第105条 この会は、共済契約により負う共済責任の一部を、再共済または再保険に付すことが<u>できるものとします</u>。</p>
<p>（クレジットカード払特則の適用）</p> <p>第114条 この特則は、共済契約を締結する際または共済期間の中途において、共済契約者が、クレジットカードの名義人の同意を得て、当該クレジットカードにより共済掛金を払い込む旨を<u>申し込み</u>、かつ、この会がこれを承諾した場合に適用します。</p> <p>〔中略〕</p> <p>3. この会は、この特則の適用に際して、カード会社にク</p>	<p>（クレジットカード払特則の適用）</p> <p>第114条 この特則は、共済契約を締結する際または共済期間の中途において、共済契約者が、クレジットカードの名義人の同意を得て、当該クレジットカードにより共済掛金を払い込む旨を<u>申込み</u>、かつ、この会がこれを承諾した場合に適用します。</p> <p>〔中略〕</p> <p>3. この会は、この特則の適用に際して、カード会社にク</p>

新条文	旧条文
<p>クレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認（以下「有効性等の確認」といいます。）を<u>おこないます</u>。</p>	<p>クレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認（以下「有効性等の確認」といいます。）を<u>おこなうものとし</u>ます。</p>
<p>（共済掛金の払込み） 第 115 条 〔中略〕</p> <p>3. この会がクレジットカードの有効性等の確認をおこなった後でも、次の各号のいずれにも該当する場合には、第 1 項に定める共済掛金の払込みはなかったものとして<u>取り扱</u>います。</p> <p>(1) この会がカード会社から共済掛金相当額を領収できないとき</p> <p>(2) 当該クレジットカードの名義人が、カード会社に対して、共済掛金相当額を支払っていないとき</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>（共済掛金の払込み） 第 115 条 〔中略〕</p> <p>3. この会がクレジットカードの有効性等の確認をおこなった後でも、次の各号のいずれにも該当する場合には、第 1 項に定める共済掛金の払込みはなかったものとして<u>取扱</u>います。</p> <p>(1) この会がカード会社から共済掛金相当額を領収できないとき</p> <p>(2) 当該クレジットカードの名義人が、カード会社に対して、共済掛金相当額を支払っていないとき</p> <p>〔以下略〕</p>
<p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（2023 年（令和 5 年）6 月 16 日規約一部改正）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（施行期日）</u></p> <p><u>1. この規約は厚生労働大臣の認可を受けた日（2023 年（令和 5 年）8 月 24 日）より施行し、2024 年（令和 6 年）9 月 1 日から適用します。</u></p>	<p style="text-align: center;">〔新設〕</p>
<p>別表第 4 手術支払割合表</p> <p>〔中略〕</p> <p>3. その他の<u>取扱い</u></p> <p>(1) 「レーザー・冷凍凝固による眼球手術」「悪性新生物電磁</p>	<p>別表第 4 手術支払割合表</p> <p>〔中略〕</p> <p>3. その他の<u>取り扱い</u></p> <p>(1) 「レーザー・冷凍凝固による眼球手術」「悪性新生物電磁</p>

新条文	旧条文
<p>波温熱療法」「内視鏡等による脳・喉頭・胸部臓器・腹部臓器手術」および「体外衝撃波による体内結石破砕術」については、施術の開始日から60日の間に1回の支払いを限度とします。</p> <p>(2) 「放射線照射（血液照射を除きます。）」については、5,000ラド（50グレイ）以上の照射をするものをいい、施術の開始日から60日の間に1回の支払いを限度とします。ただし、2022年9月1日以降に当該手術を受けた場合は、5,000ラド（50グレイ）未満の照射であっても「放射線照射（血液照射を除きます。）」に該当するものとします。また、「放射線照射（血液照射を除きます。）」における密封小線源治療のうち、永久挿入療法による組織内照射については、1回の施術につき1回の支払いを限度とします。</p> <p>(3) 上記（1）および（2）に掲げるもの以外の手術について、複数回実施する手術を1回（一連）の手術として医療機関が算定する場合は、複数回実施する場合であっても1回の手術とみなします。</p> <p>(4) この表に掲げる手術を受けた場合で、表中の手術の2種類以上に該当したときは、それらのうち最も支払割合の高いいずれか1種類の手術に該当したものとします。ただし、次の手術に該当したときは、次の手術にのみ該当したものとします。</p> <p>「レーザー・冷凍凝固による眼球手術」「放射線照射（血液照射を除きます。）」「悪性新生物電磁波温熱療法」「内視鏡等に</p>	<p>波温熱療法」「内視鏡等による脳・喉頭・胸部臓器・腹部臓器手術」および「体外衝撃波による体内結石破砕術」については、施術の開始日から60日の間に1回の支払いを限度とします。</p> <p>(2) 「放射線照射（血液照射を除きます。）」については、5,000ラド（50グレイ）以上の照射をするものをいい、施術の開始日から60日の間に1回の支払いを限度とします。ただし、2022年9月1日以降に当該手術を受けた場合は、5,000ラド（50グレイ）未満の照射であっても「放射線照射（血液照射を除きます。）」に該当するものとします。また、「放射線照射（血液照射を除きます。）」における密封小線源治療のうち、永久挿入療法による組織内照射については、1回の施術につき1回の支払いを限度とします。</p> <p>(3) 上記（1）および（2）に掲げるもの以外の手術について、複数回実施する手術を1回（一連）の手術として医療機関が算定する場合は、複数回実施する場合であっても1回の手術とみなします。</p> <p>(4) この表に掲げる手術を受けた場合で、表中の手術の2種類以上に該当したときは、それらのうち最も支払割合の高いいずれか1種類の手術に該当したものとします。ただし、次の手術に該当したときは、次の手術にのみ該当したものとします。</p> <p>「レーザー・冷凍凝固による眼球手術」「放射線照射（血液照射を除きます。）」「悪性新生物電磁波温熱療法」「内視鏡</p>

新条文					旧条文				
よる脳・喉頭・胸部臓器・腹部臓器手術」「体外衝撃波による体内結石破砕術」および「骨髄移植」					等による脳・喉頭・胸部臓器・腹部臓器手術」「体外衝撃波による体内結石破砕術」および「骨髄移植」				
別表第5 共済契約の種類					別表第5 共済契約の種類				
1. 共済契約の種類と契約内容					1. 共済契約の種類と契約内容				
共済契約の種類 契約内容	生命型	入院付生命型	65歳以上 専用年満 期型	65歳以上 専用歳満 期型	共済契約の種類 契約内容	生命型	入院付生命型	65歳以上 専用年満 期型	65歳以上 専用歳満 期型
基本契約	必須	必須	必須	必須	基本契約	必須	必須	必須	必須
疾病入院特約	—	必須	必須	—	疾病入院特約	—	必須	必須	—
歳満期型疾病入院特約	—	—	—	必須	歳満期型疾病入院特約	—	—	—	必須
疾病手術特約	—	必須	—	—	疾病手術特約	—	必須	—	—
歳満期型疾病手術特約	—	—	—	任意付帯	歳満期型疾病手術特約	—	—	—	任意付帯
災害入院特約	—	必須	必須	—	災害入院特約	—	必須	必須	—
歳満期型災害入院特約	—	—	—	必須	歳満期型災害入院特約	—	—	—	必須
災害手術特約	—	必須	—	—	災害手術特約	—	必須	—	—
歳満期型災害手術特約	—	—	—	任意付帯	歳満期型災害手術特約	—	—	—	任意付帯

新条文					旧条文				
害手術特約					害手術特約				
がん特約	任意付帯	任意付帯	—	—	がん特約	任意付帯	任意付帯	—	—
重度障害共済金不担保特則	—	—	—	必須	重度障害共済金不担保特則	—	—	—	必須
無解約返戻金特則	—	—	—	必須	無解約返戻金特則	—	—	—	必須
クレジットカード払特則	必須	必須	必須	必須	クレジットカード払特則	必須	必須	必須	必須
<p>(1) 表中の「—」は、その特約および特則が、その共済契約の種類において締結できないことを表します。</p> <p>(2) がん特約は、被共済者1人につき1つのみ付帯<u>できます</u>。</p> <p>(3) 65歳以上専用年満期型の契約は、被共済者1人につき1つのみ締結<u>できます</u>。</p> <p>(4) 65歳以上専用歳満期型の契約は、被共済者1人につき1つのみ締結<u>できます</u>。また、歳満期型疾病手術特約および歳満期型災害手術特約は、それぞれ単独で付帯させることはできず、両特約を合わせて付帯させなければなりません。</p> <p>〔以下略〕</p>					<p>(1) 表中の「—」は、その特約および特則が、その共済契約の種類において締結できないことを表します。</p> <p>(2) がん特約は、被共済者1人につき1つのみ付帯<u>できるもの</u>とします。</p> <p>(3) 65歳以上専用年満期型の契約は、被共済者1人につき1つのみ締結<u>できるもの</u>とします。</p> <p>(4) 65歳以上専用歳満期型の契約は、被共済者1人につき1つのみ締結<u>できるもの</u>とします。また、歳満期型疾病手術特約および歳満期型災害手術特約は、それぞれ単独で付帯させることはできず、両特約を合わせて付帯させなければなりません。</p> <p>〔以下略〕</p>				